

< 基本方針 >

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
1	P.2の6行目 「はじめに」	放射能による汚染も環境問題の一つなので、そのことの記載をこの段落か他の段落でも明確にするとともに、予防原則に従い、被害防止に努めるべきことを明記する。	御意見については、基本方針の趣旨にそぐわないため、修正は不要と考えます。
2	P.2の6行目 「はじめに」 P.8の23行目 「環境教育に求められる要素」	「原子力発電所事故」云々の表記があるが不適切で削除してほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
3	P.2の6行目 「はじめに」 P.8の23行目 「環境教育に求められる要素」	東日本大震災と原発事故問題が投げかけた課題について、大災害を受けて、環境教育がどうあるべきか、限られた視点で拙速に書くよりは、今の時点では、投げかけられた多様な課題を整理することがむしろ重要で、その段階にとどめるべき。	御意見については、基本方針の趣旨にそぐわないため、修正は不要と考えます。
4	P.2の14行目 「はじめに」	「私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育・環境学習が必要です。」としているが、環境負荷が「私たちの活動に起因する環境負荷」だけしか問題にしていらないように読める。公害を実例とした環境負荷も理解する必要があり、そのことを明記するべき。	「私たちの活動に起因する環境負荷」には、御指摘のような公害による環境負荷も含まれており、ここでの修正は不要と考えます。
5	P.3の1行目 「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」	「「持続可能な開発」という考え方は、「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」が1987年(昭和62年)に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で初めて提示され、その内容は国際的な議論等の中で深められており、現在、その理念や考え方は以下の4つの共通的理解があります。」の前に、例えば、「持続可能な社会を目指す方策として「持続可能な開発」という考え方が近年広まってきています。この」というような何らかの導入文を入れてほしい。	「持続可能な開発」は「持続可能な社会」の不可欠な要素であるということは、広く一般に認知されており、修正は不要と考えます。
6	P.3の17行目 「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」	「今私たちは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。」の課題の一つに「公害地域の再生」を加えてほしい。	「公害地域の再生」が重要な課題であることは御指摘のとおりですが、表現の簡素化から、修正は不要と考えます。
7	P.3の20行目 「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」	「…そして民間団体による活動の中で、取り組まなくてはなりません。」の後に「そして、政府は、これらの活動を支援しなくてはなりません。」を加えてほしい。	政府による支援については、「2. 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」において記載しており、ここでの修正は不要と考えます。
8	P.3 「環境保全のために求められる人間像」	特定の間人だけが育つことを目指すのではなく、すべての人が育つように目指す人間像であるべき。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

9	P.3の28行目 「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」	<p>「自然環境に近い所で日々生活している女性や先住民の意思は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。様々な国家、民族等の平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民の発生により、環境が破壊されます。」を変更してほしい。</p> <p>(例1) 「当該地域の女性や先住民の意思は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。様々な国家、民族等の平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民の発生により、環境が破壊されます。」</p> <p>(例2) 「様々な国家、民族等の平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民の発生により、環境が破壊されます。また、どの国においても女性や先住民、障がい者等、社会の中で不利な立場に置かれている人々の意思は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。」</p>	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
10	P.4の2行目から 「環境保全のために求められる人間像」	2行目からの箇条書きの要点として、「持続可能な社会を求めて」などの意味のタイトルを付けてほしい。 また、「こうした要素を備えた人材」という文言を、「こうした性質・性格を備えた人材」に修正してほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
11	P.4の1行目から 「環境保全のために求められる人間像」	「環境保全を推進していくために求められる人間像」として、「自分の置かれている現状を把握し、発言することができる人間」が必要ではないか。	御意見については、7ページ目「ア 環境教育がはぐくむべき能力」中、「社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力」という部分において包含しており、ここでの修正は不要と考えます。
12	P.4の5行目 「環境保全のために求められる人間像」	「他者と議論し、合意形成することのできる人間」のうち「議論」を「対話・議論」に変更してほしい。	案文では「議論」の中に対話も含まれることとしており、修正は不要と考えます。
13	P.4の26行目 「地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性」	「地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題」の課題の一つに「公害地域の再生」を加えてほしい。	御指摘の箇所については、表現の簡素化から、修正は不要と考えます。
14	P.5の12行目 「あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性」	喫緊の課題として取り上げている地球温暖化問題、生物多様性の喪失に、「原子力エネルギーから再生可能(新)エネルギーへの転換」を加えてほしい。	御指摘の箇所については、表現の簡素化から、修正は不要と考えます。
15	P.6の4行目 「家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備」	「こうした人材を育てていく必要があります。」を「こうした人材を育成するとともに、人材が活躍できる経済的メリットを生む仕組み、コーディネーターが活動しやすい社会的仕組みを整えることが必要です。」に変更してほしい。	御指摘のコーディネーターが育成・活用されるための仕組みづくりについては、17ページの「エ 人材の育成・活用」、及び22ページの「ア 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録制度」において記述しており、ここでの修正は不要と考えます。
16	P.5の11行目 「あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性」	「取り組んでいくことが必要です。」の後に「こうした取組を進めるため、政府は情報を広く公開し、国民の認識と参加を促進、奨励します。さらに、将来的には司法への効果的な参加の制度を設けることが必要です。」を追加してほしい。	御指摘の情報公開については、10ページ「エ 情報公開と政策形成への参画」において記述しており、ここでの修正は不要と考えます。また、司法の参加については、基本方針の趣旨にそぐわないため、修正は不要と考えます。

17	P.5の20行目 「あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性」	「新しい公共」宣言の内容が分かりにくい、また、取組の広がりや環境保全との関わりはどのようになっているのか。「新しい公共」が、支え合いや活気ある社会を目指すなら、どのようにそのキーワードが環境保全活動、意欲の増進、環境教育、協働取組の推進と関わるのか理解しにくい。もう少し具体的なつながりの指摘が必要。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
18	P.5の最終行から 「家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備」  P.10の16行目 「調整役(コーディネーター)や促進役(ファシリテーター)の活用」	ファシリテーターやコーディネーターに加えて、「新しい環境を創造する(プランナー)」を加えてほしい。	御意見については、基本方針の趣旨にそぐわないため、修正は不要と考えます。
19	P.6 「家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備」  P.10 「調整役(コーディネーター)や促進役(ファシリテーター)の活用」	自発的な行動を引き出すのは、ファシリテーターではなく活動主体自身でないと意味がない。 「主体間の違いを埋め合わせ」とは、誰のどの視点からとらえた「違い」であるのか、まったく理解できない。ファシリテーターやコーディネーターは指導者ではなく、記述にある役割はファシリテーター、コーディネーターどちらにも当てはまらない。ファシリテーションの概念を文脈に取り入れていただきたい。当事者同士が「互いの違い」を埋め合わせるのが「協働」のプロセスにおいて重要ではないのか。 互いの違いを認め合い、尊重し合うことによって関係が良好になり、信頼関係が育まれる。協働の取り組みにおいて「違い」を発見し、指導する役割を外部からいれると主体性が損なわれ、かえって逆効果になる。 ファシリテーターとコーディネーターの意味合いが正しくないのではないか。これらは「意欲増進や参加・協力を促す」のが役割ではなく、「合意形成や相互理解をサポートする」のが正しいと考える。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
20	P.6の18行目 「家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備」	「各種行事等の自発的な活動」を「各種行事や、特に活動の定着化に向けた民間の取り組み等の自発的な活動」に変更してほしい。	御指摘の箇所については、表現の簡素化から、修正は不要と考えます。
21	P.7の20行目 「環境教育がはぐくむべき能力」	「地域を創り、育てる力」を「地域を知り、創り育てる力」に変更してほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
22	P.7 「環境教育がはぐくむべき能力」	「親子」というキーワードを盛り込んでほしい。	案文では家庭について記載しており、親子を包含しているため、修正は不要と考えます。
23	P.7の9行目 「環境教育がはぐくむべき能力」	「未来を創る力」の一つに「自分の意見を表現する力」を加えてほしい。	御意見は、7ページ目「ア 環境教育がはぐくむべき能力」中、「意思疎通する力(コミュニケーション能力)」という部分において包含しており、ここでの修正は不要と考えます。

24	P.7の9行目 「環境教育がはぐくむべき能力」	「歴史に学び、知恵をいかす力」を追加してほしい。	御意見を踏まえ、13ページ「キ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解」において、自然や資源を大切にしてきた伝統的な知恵や自然観を学ぶことの必要性を記載するように修正することとします。
25	P.7 「環境教育に求められる要素」	自ら主体的に考え、それを行動に移すという主体的体験学習の要素を加える必要がある。	御意見は、「はじめに」や、「(2)環境保全のために求められる人間像」においても記載しており、ここでの修正は不要と考えます。
26	P.7 「環境がはぐくむべき能力」 「環境教育に求められる要素」	箇条書きの箇所について、体系的な環境保全活動等を行うためには(P.5最終行)とあるが、体系的、総合的な環境教育を目指しているながら説明文の中に箇条書きで書かれているため、統合されたパラグラフとなっていない。文章の連関と体系性の表現が必要。	「環境教育がはぐくむべき能力」と「環境教育に求められる要素」については、個々に説明した方が理解しやすいと判断しており、修正は不要と考えます。
27	P.8 「環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること」	環境問題は、社会経済システムによって構造的に起きていることにも言及すべき。また、解決のためにはその社会経済システムを改革しなければならないことに言及してほしい。	P.9「生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること」において、環境問題が社会経済の構造の中で生じており、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえる視点を盛り込むことが重要であると記述しており、ここでの修正は不要と考えます。
28	P.8の23行目 「環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること」	原発事故についての科学的知見が必要と述べた後に「また、」とつなげて、環境問題はあらゆる人が加害者にも被害者にもなり得ると述べるのは、適切と思えない。この部分に限らず、全体を通して福島第1原発事故を契機にこれまでの環境教育を根本的に見直すという視点を欠く。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
29	P.9の6行目 「生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること」	「製品のライフサイクルの視点で温室効果ガスの排出量や生物多様性への影響等の環境負荷をとらえる視点」で取りあげている視点の一つに、「汚染物質排出による健康被害」を加えてほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
30	P.9の14行目 「いのちの大切さを学ぶこと」	「環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されています。」を「環境教育により、いのちのあるものの生と死にふれた感動や、他のいのちを食としていただくことの感謝の念を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されています。」に変更してほしい。	御意見は「バランスよく学ぶ」ことに包含しており、修正は不要と考えます。
31	P.9の20行目 「いのちの大切さを学ぶこと」	「駆除する活動」を、「駆除・活用する活動」に変更してほしい。	御意見は「バランスよく学ぶ」ことに包含しており、修正は不要と考えます。
32	P.10 「情報公開と政策形成への参画」	市民の情報公開や政策形成への参画、司法へのアクセス権の保証は、環境行政において必須事項であることは国際的に広く共有されていることであること、政府としては可能な限り実現に努める旨を記述してほしい。	現状においては、記載のとおり、「情報へのアクセス、政策決定への市民参加、という考え方も視野に入れつつ取り組むことが必要」であり、修正は不要と考えます。

33	P.11の4行目 「情報公開と政策形成への参画」	「政策決定への市民参加」を「政策決定への市民参画」に変更してほしい。	御意見を踏まえ、参画に修正することとします。
34	P.11の18行目 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方」	「政府は、豊かな自然を保全し」を「政府は、生物多様性に富んだ豊かな自然を保全し」と改めてほしい。	御指摘の箇所については、政府として基本的な考え方を記載しており、限定的な表現は適当でないため、修正は不要と考えます。
35	P.11の18行目 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方」	「政府は、豊かな自然を保全、育成し、これと共生する社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること」に「公害地域の再生」も加えてほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
36	P.12 「適切な役割分担」	「ウ 適切な役割分担」の文末に以下の文章を追加してほしい。  「なお、環境教育等推進協議会を設置するに当たっては、関係主体の適切や役割分担を果たすために、公募による構成メンバーの募集のほか、社会的責任円卓会議で定義している対等な関係とマルチステークホルダーによる体制づくりに留意します。」	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
37	P.12の17行目 「参加と協働」	「～努力を払う必要があります。」の後に、「そして、事業実施後には、事業に関わった関係者により広く評価を行い、改善へつなげることが重要です。」を追加してほしい。  「情報の発信に関する施策」を、「情報の発信・評価に関する施策」に変更してほしい。	協働取組の評価については、「3(1) 政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項」に記載しており、ここでの修正は不要と考えます。
38	P.12の18行目 「参加と協働」	「各主体の幅広い参加と協力が得られるよう交流、情報の発信に関する施策を進めていきます。」を「各主体の幅広い参加と協力が得られるよう、税制、助成、委託事業等を活用して活動の人的、経済的基盤を充実させること及び交流、情報の発信に関する施策を進めていきます。」に変更してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
39	P.12 「公正性、透明性の確保」	いかに公正性を確保するのか、方針を明らかにしてほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
40	P.12の下から2行目 「継続的な取組」	「私たちと環境との関わりは、過去から未来へと続いていきます。環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育等も、息長く取り組んでいくことが重要です」とあるが、「公害地域の再生」も加えてほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。

41	P.13の9行目 「自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解」	「重要性を理解するよう施策を進めていきます。」を「重要性を理解し、地域が協働して取り組めるような施策を進めていきます。」に変更してほしい。	御指摘の箇所は、理解に関する記載を行う項目であるため、修正は不要と考えます。
42	P.14の17行目 「施策をつなぐ」	5省の横の施策としてのつながりについても具体的に示してほしい。	関係府省の連携については、「3(1) 関係府省の連携強化」において記載しており、ここでの修正は不要と考えます。
43	P.14 「学校における環境教育」	小段落に分けて体系的に要点をおさえる必要がある。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
44	P.14 「学校における環境教育」	現行の全ての教科体系で環境教育を行うには限界があり、「環境科」を新設することも考えてほしい。	御指摘の箇所は、新学習指導要領においては、環境科は設けられていないものの、各教科において環境教育に関する内容の充実を図ったところであり、修正は不要と考えます。
45	P.14の下から2行目 「学校、地域、社会等幅広い場における環境教育」	「学校、地域、社会等幅広い場における環境教育」を「学校や地域等多様な場における環境教育」に変更してほしい。	御指摘の箇所は、環境教育等促進法を踏まえた記載であり、修正は不要と考えます。
46	P.15の1行目 「学校における環境教育」	「学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じた環境教育を行うこと、各教科間の関連に配慮しながら進めることが必要」において、幼児を対象として明示し、今回の改正の趣旨を反映した記載に変更してほしい。	学校教育法上の学校には幼稚園が含まれており、児童生徒等は幼児を含んだ表現であるため、幼児期から発達段階に応じた環境の保全についての理解と関心を深めることとした法改正の趣旨を踏まえた記載内容となっており、修正は不要と考えます。
47	P.15の6行目以降 「学校における環境教育」	学校教育、授業における具体的なプログラム(特に、物作り体験、木工体験など)を呈示してほしい。	新学習指導要領においては、児童生徒の発達段階に応じて、引き続きものづくりに関する学習を行うこととしますが、具体的な教育課程の編成や授業の実施は、学習指導要領に基づき、地域や各学校の実情を踏まえ、創意工夫を生かして行われています。 なお、学校等の取組を支援する環境教育実践のための情報サイト(ECO学習ライブラリー)においては、ものづくりに関係した環境教育教材についても掲載されています。
48	P.15の6行目 「学校における環境教育」	2006年(平成18年)と表記してほしい。	年号につきましては、各年号の最初の記載のみ、西暦を標記することとしています。2006年(平成18年)については、P.1に記載しており、修正は不要と考えます。
49	P.15の7行目 「学校における環境教育」	「幼小中高の新学習指導要領等においては、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容を充実しています。」の「幼」を外してほしい。	平成20年の幼稚園教育要領改訂においては、第2章「環境」の「内容の取扱い」において、「特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること」を追記しています。自ら考える力を育てることは環境保全のために求められる人間像にも合致するものであることから、環境に関する内容を充実したということができ、修正は不要と考えます。

50	P.15の11行目 「学校における環境教育」	小学校、中学校、高校の各段階に応じた施策を具体的に示すべき。施策を具体化することで、教員が自分の果たすべき役割を明確にできるため。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
51	P.15の11行目 「学校における環境教育」	「今後、小学校、中学校、高等学校等」を「今後、文部科学省と関連各府省が連携して、小学校、中学校、高等学校等」に変更してほしい。	基本方針は政府の取組全体を記載するものであるため、個々の省庁の取組については「省は、」という主語は記載せず、複数の省庁が共同で行う取組のみ「関係府省は、」という主語を記載するという整理をしています。 なお、御意見の趣旨を踏まえ、政府が取り組む内容が明確となるよう、P.14(2) ア「学校における環境教育」の項目全体について見直しを行い、8段落目における表現等を修正することとします。
52	P.15の19行目 「学校における環境教育」	「児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようにすることは重要です。」を「児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい知識を自らの生活との関連において深め、自ら考えて家庭や地域で行動できるようにすることは重要です。」に変更してほしい。	御指摘の箇所は、内容的に「自らの地域や生活との関連」を包含しているものであり、修正は不要と考えます。
53	P.15の29行目 「学校における環境教育」	具体例として削除された「燃料電池等」の記載を残してほしい。	公立学校への導入状況を踏まえ、御指摘の「燃料電池」を含めた形で「新エネルギー設備」と記載を変更したものであり、これまで「燃料電池等」の「等」が示しているものが不明確であった点にも対応し、より網羅的な内容を示したものとしています。
54	P.15の29行目 「学校における環境教育」	学校における環境教育として、地域の木材の活用等について学ぶことが着実に行われるよう、また出前講師として地域の林業・木材業に従事する者を積極的に活用いただくよう、教育現場に対する指導・助言や予算面での支援をお願いしたい。	地域の木材活用を推進する上でも「木育」は重要と認識。このため、「日本を森林で元気にする国民運動総合対策事業」において「木育」の実践活動に対し支援を行っており、木育の予算を前年度より増額するなど木育の取組を強化しているところ。また、教育現場との連携も検討しているところ。今後も木育の取組を積極的に進めていきたい。
55	P.15の下から3行目 「学校における環境教育」	大学、大学院における環境教育と研究の場を確保すべき。現状は不十分。	大学での環境に関する教育研究は、大学の自主性・自律性に基づき行われています。また、「環境」の名の付く大学の学部・研究科数は平成23年度時点で46学部・43研究科となっています。今後は、大学が自発的に教育研究の更なる改善を図る過程で、多様な主体との連携が進むよう、必要な情報提供に取り組むこととしています。
56	P.16 「学校の教職員の資質の向上」	大学等における教員養成課程において、環境教育に関する内容を必修科目とすることが望ましい。	環境教育を必修科目とするか否かについては、各大学により判断されるべきものと考えため、修正は不要と考えます。
57	P.16 「学校の教職員の資質の向上」	教員免許更新講習における「最新の教育事情」において、環境教育を取り入れると、この法律も促進されると考える。	免許状更新講習において、「環境教育」に関する講習を最新の教育事情として開設するか否かについては、各大学により判断されるべきものと考えため、修正は不要と考えます。

58	P.16の19行目 「学校の教職員の資質の向上」	「こうした教職員の自主的な取組を」を「文部科学省は、こうした教職員の自主的な取組を」に変更。	基本方針は政府の取組全体を記載するものであるため、個々の省庁の取組については「 省は、」という主語は記載せず、複数の省庁が共同で行う取組のみ「関係府省は、」という主語を記載するという整理をしています。 なお、御意見の趣旨を踏まえ、政府が取り組む内容が明確となるよう、P.16(2) イ「学校の教職員の資質の向上」の項目全体について見直しを行い、3～5段落目にかけての表現等を修正することとします。
59	P.16の下から2行目 「社会等幅広い場における環境教育の推進」	「関係府省は連携して、子どもの自然体験活動その他の体験活動の充実に努めていきます」を「また、子どもの自然体験活動その他の体験活動を関係府省の連携によって充実させるため、各省庁の施策や体験の場をつなぐ専門的職能を持つコーディネーターの育成を図るとともに、コーディネーターが活動するよう拠点の機能を高めます。」に変更してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
60	P.17の9行目 「社会等幅広い場における環境教育の推進」	「また、社会教育施設を中心として」を「また、社会教育施設に環境教育に関するコーディネーター的人材を配置、育成して」に変更してほしい。	コーディネーター的人材の配置・育成については、2(2) エ「人材の育成・活用」において記載しており、ここでの修正は不要と考えます。
61	P.17 「人材の育成・活用」	現場で活動する者にとって、教育委員会の壁は非常に強い。先生方と個人的に知り合いがなければ、学校と協働することができない。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
62	P.17 「人材の育成・活用」	これでは現存の環境教育と同じではないか。人材を育成して活躍を求めても、活躍するのは特定の個人(専門家)であり、その先に広がりは見えない。持続可能な社会の構築のためには、「万人のための教育(FEA)」と同じ位置づけとなるように、「こうした要素をすべての人々の中に育み、地球市民の一人として望む未来を描くことが求められている」とするのが望ましいと考える。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
63	P.17の28行目 「人材の育成・活用」	「科学技術者」を「科学者」に変更してほしい。	「科学技術者」は科学技術に携わる者のことであり、「科学者」も包含しており、修正は不要と考えます。
64	P.18の1行目 「人材の育成・活用」	「(人材認定事業)等により育成又は認定された人材等が」を「(人材認定事業)等により育成又は認定された人材、地方自治体が育成又は認定している人材及び環境カウンセラーなど国が登録する人材等が」に変更してほしい。	御意見は、「人材等」に包含しており、修正は不要と考えます。
65	P.18の2行目 「人材の育成・活用」	専門家人材を継続的に支援するための制度を特別非常勤講師制度以外にも考慮してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
66	P.18 「プログラムの整備」	改正前には入っていた「その際、過去の公害の経験について学び、現在の環境問題の解決にどのようにいかすかを学ぶこと」を加えてほしい。	御意見を踏まえ、P.19(2) オ「プログラムの整備」の最終段落の前に、改正前の記述を加えることにより修正することとします。
67	P.18 「プログラムの整備」	「公害」という語が削除されているので、この削除をやめて記述として残すこと。その際、できれば「過去の」という不必要な表記は避けてほしい。	御意見を踏まえ、P.19(2) オ「プログラムの整備」の最終段落の前に、改正前の記述を加えることにより修正することとします。

68	P.19 「情報の提供」	補足として、「広く国民に提供するため、新聞、インターネット、マスメディアを活用し、具体的には、FacebookまたはTwitterなどを活用していくこと。」を追加してほしい。	御意見は、「インターネット等」に包含しており、修正は不要と考えます。
69	P.19の最終行 「各主体の連携」	「地域と一緒に日常的な環境教育を進めるため「環境クラブ」のような課外活動を設けること」を「地域と一緒に日常的な環境教育を進めるため「環境クラブ」のような課外活動を設けること、あるいは既存の国、地方公共団体、民間団体、事業者等と連携し同様の取組を進めること」に変更してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
70	P.19の31行目 「各主体の連携」	「政府は助言を行います。」を「政府は助言を行わなければならない。」に変更してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
71	P.20の1行目 「環境教育の更なる改善に向けた調査研究」	政府による調査については、できるだけ生のデータを公開して、客観的・多面的な分析の材料として提供すること。また、政府による調査に加え、専門家が集う関係の学協会等による調査研究や評価を援助・支援等することを明記してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
72	P.20 「環境に関する研修等の充実」	「とりわけ地域と密接につながる市区町村の職員に対し」市区町村が特記されているところを改め、都道府県を含める表現としてほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
73	P.21 「環境に関するボランティア活動の促進」	これだけではボランティア活動を促進できるのか疑問。例えば、大学氏が環境に関するボランティアに参加したら、学校の科目単位として認められるなどの制度を作ることも考えられる。また、経済的な支援が必要ではないか。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
74	P.21 「環境教育等支援団体の指定」	支援団体全体の育成・底上げをはかるという文面に変更し、支援団体の多様性を確保してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
75	P.22の1行目 「環境教育等支援団体の指定」	支援団体の指定については、中央組織を持つ学術団体を窓口として、他団体を集約していくのが良いのではないかと。例えば、日本環境教育学会、自然環境復元協会、中間組織としてのNGO/NPOなど。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
76	P.24の7行目 「地方公共団体の拠点機能整備に対する支援」	「こうした人材の育成に取り組めます。」を「人材認定等事業や環境教育等支援団体指定制度を活用しつつ、こうした人材の育成と活動しやすい社会的、経済的基盤の整備に取り組めます。」に変更してほしい。	人材認定等事業等により育成又は認定された人材等の活用等の重要性については、P.14の2(2)に記載しており、ここでの修正は不要と考えます。
77	P.24 「地方公共団体の拠点機能整備に対する支援」	「拠点」は大変重要だと思う。法律が絵に描いた餅にならないためにも、国からの金銭的な支援をお願いしたい。特に拠点のキーパーソンであるコーディネータの育成に力を入れることが必要で、それなりの経費もかかり、コーディネータが持続的に活動するためにも経費がかかる。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
78	P.25の2行目 「体験の機会の場の認定」	「また、税制上の優遇措置」を「また、税制上の優遇措置、助成、委託事業等」に変更してほしい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
79	P.28 「その他の重要事項」	各主体間の連携で、「地方公共団体、自治体、教育委員会等」と「民間団体、事業者等」との連携、協働取組についても積極的にいう旨の記述を追加してほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。

80	P.29の4行目 「関係府省の連携強化」	「関係府省の連携」を「関係府省、とりわけ文部科学省との連携」に変更してほしい。	御指摘の箇所については、基本方針の趣旨に照らして適当であり、修正は不要と考えます。
----	-------------------------	---	---

<その他>

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
81	-	<p>誰のための法律なのか疑問に思った。 結局は子供達のためになる法でなければならないはずが、その辺のニュアンスが見えてこないのも残念。実際に環境教育に携わっている人たちは多くいるが、それぞれの価値観で授業を行うためバラツキがでる、そのバラツキの埋め合わせは、全てにおいてではなく、多少必要なのではないか。日本の資格制度の場合技術であったり、知識であったりが優先されるが、人間性においての評価が低すぎる。法律の改正は使う側の意見が大切である。もう少し現場(子供達の環境)を見ながら取り組んでほしい。</p>	<p>御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
82	-	<p>人材認定等事業の登録に、ピオトップ管理士等の民間資格も活用してほしい。</p>	<p>御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
83	-	<p>(環境教育等支援団体)法第10条の2の1「支援事業を確実に 行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、主 務省令で定める基準に適合するものであること」と規定し、2にお いて「支援団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しく は環境教育または協働取組を行う国民、民間団体等を支援する ため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする」とある。 以下、一～六まで事業の内容が詳細に書かれているが、根本的 な支援団体(環境NGOと読み取れる)と行政との関係が明確にさ れていない。 資料3の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育 並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」において、持続可 能な発展の実現には環境NGOとの協働が不可欠であるとの認識 は読み取れるが、文脈からは環境政策上の要請の域を超えるも のではない。 環境教育等支援団体指定制度に関しては、一方的な協働(情報 の提供)、あるいは不完全な双方向の協働(助言)であり、意思決 定をともなう完全な協働とはいえない。 協働の形式はいろいろあってもよいと思うが、協働の形式を類型 化し、具体的にそれぞれの許容性(権限)を判断できるような制度 の明確化と、また、協働によるメリットを最大限発揮できるような仕 組みづくりが重要である。</p>	<p>御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
84	-	<p>技術教育に携わる者として、環境教育は「技術者倫理」にとって 大事だと考えている。基本方針、省令は全く理解していないが、 「技術者倫理」という文言が入っていれば良いと思っている。</p>	<p>御意見については、基本方針の趣旨にそぐわないため、修正 は不要と考えます。</p>